

**豊島処分地維持管理等事業**

**豊島処分地における見学者への対応マニュアル**

<目次>

1 目的..... 1  
2 関係者相互の協力..... 1  
3 見学場所・時間等..... 1  
4 見学の受付..... 1  
5 見学における安全管理..... 1  
6 緊急時の対応..... 2

別紙 1 ..... 豊島処分地における見学者の遵守事項

別紙 2 ..... 豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について

【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5. 3. 26	第 18 回フォローアップ委員会	新規策定 (R5. 4. 1 施行)

## 1 目的

このマニュアルは、豊島処分地における見学者への円滑な案内、誘導と見学者の安全の確保、並びに豊島処分地維持管理等事業の円滑な実施が図られるよう、その対応について定めるものとする。また、見学者等が事前連絡なく処分地内に入り、事故等が発生することのないよう、安全管理については徹底を図るものとする。

## 2 関係者相互の協力

- (1) 豊島処分地における見学者への対応については、香川県循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）、廃棄物対策豊島住民会議（以下「住民会議」という。）、その他関係機関が、相互の緊密な連携のもとに、協力して実施するものとする。
- (2) 循環型社会推進課及び住民会議は、見学の予定や処分地内の作業状況に関する情報交換に努めるとともに、連絡、調整等を緊密に行い、見学者の事故の発生を防止するために万全の措置を講じるものとする。

## 3 見学場所・時間等

- (1) 処分地内の見学の場所は、引率者が安全等を考慮して適切に設定する。
- (2) 処分地内の見学は予約制とし、3日前までに事前予約のない場合は安全のため、原則として受け入れない。  
見学の受入日は、原則として年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。
- (3) 循環型社会推進課は、処分地内の状況等によっては、見学を制限することができるものとする。

## 4 見学の受付

- (1) 見学の申し込み窓口は、原則として、土庄町豊島交流センター（TEL&FAX：0879-68-2150）（以下「センター」という。）とし、センターは、申し込みがあった都度、循環型社会推進課（TEL：087-832-3228、FAX：087-831-1273）に対し、日時、団体名、代表者名、人数、連絡先等をファックス等により連絡するものとする。  
見学申し込みの内容に変更等があった場合についても、同様とする。
- (2) 循環型社会推進課に問い合わせがあった場合は、センターへ申し込みを行うよう依頼するものとする。

## 5 見学における安全管理

- (1) 事前（3日前まで）に申し込みをしていない者については、原則、見学は受け付けない。
- (2) 見学に当たっては、安全のため、必要に応じてヘルメットを着用させるものとする。
- (3) 見学の案内、誘導等は、住民会議が責任をもって行うものとする。
- (4) 見学者が徒歩で通行することが危険な場所については、立ち入り禁止とする。
- (5) 住民会議は、見学中の事故を防止するため、見学者の代表者等に協力を求め、見学者に別紙1の遵守事項を周知徹底するとともに、見学者が多い場合は点呼を行うなど、常に人数を確認するものとする。
- (6) 見学者が遵守事項に従わない場合は、見学者を処分地から退去させることができるものとする。

## 6 緊急時の対応

- (1) 引率者は、見学者のけが、事故等、不測の場合に備えて、負傷者等の手当に必要な救急用具を用意する。
- (2) 循環型社会推進課及び住民会議は、緊急連絡体制、病院への搬送方法等の緊急時の対応措置をあらかじめ確認するものとする。
- (3) 万一、見学に際して事故が発生した場合は、引率者は、異常時・緊急時対応マニュアルに従い、必要な措置を講じるとともに、直ちに関係機関等に連絡するものとする。
- (4) その他、豊島処分地の見学時において、引率者が緊急時等に留意すべき事項について、別紙2に掲げる。

豊島処分地における見学者の遵守事項

見学前	<ul style="list-style-type: none"><li>①履物は、滑りを防ぐ安全な運動靴などを使用すること。</li><li>②服装は、動きやすく丈夫なもので、できるだけ皮膚が露出しない衣服を着用すること。</li><li>③用便は、事前に済ませておくこと。</li><li>④発熱、咳等の症状が見られる場合は、参加を控えること。</li></ul>
見学时	<ul style="list-style-type: none"><li>①必要に応じてヘルメット、マスクを着用すること。</li><li>②作業関係者の作業の妨げとならないようにするとともに、引率者の指示に従い、常に集団で行動し、個人行動をしないこと。</li><li>③ロープ、バリケードで囲われた箇所、立入禁止の立看板やカラーコーンがある箇所周辺などの危険な場所には近づかないこと。</li><li>④常に身の回りの状況に注意すること。また、足元に十分注意すること。</li><li>⑤万一、気分が悪くなった場合は、直ちに引率者に申し出ること。</li><li>⑥土壌、水などに触れたり、持ち帰ったりしないこと。</li><li>⑦喫煙をしないこと。</li><li>⑧ゴミを捨てないこと。(持ち帰ること。)</li></ul>

(注) 以上のことを遵守できない方は、直ちに豊島処分地から退去していただく場合があります。

## 豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について

豊島処分地の見学時における引率者等の緊急時等の対応については、次のとおりとする。

### 【1】出発前の準備

- ・緊急事態発生の際には、循環型社会推進課から豊島交流センターにその旨の連絡を行う。引率者は、出発前に連絡の有無を確認すること。
- ・引率者は、気象状況を確認するとともに、アレルギーのある者、高齢者、低年齢者等の見学には特に注意すること。(必要に応じて、引率者がマスク等の衛生用品の準備を行う。)

### 【2】引率時に地震を感じた場合

地震を感じた場合は、海岸部から離れ、高いところに見学者を誘導する。誘導に当たっては、崖の近く等崩れやすい部分は極力通行しないように心がける。

### 【3】人身事故時

異常時・緊急時対応マニュアル「人身事故等の発生時」に基づき医療機関への搬送等を行う。